

(請求人による通し番号 2-1)

(※本請求書の提出先については、上尾市長宛てか、あるいは上尾市教育委員会宛てなのか判断がつかないことから、双方に電子申請しています。)

以下の(1)～(5)の情報の開示を求めます。なお、[別紙]に請求関連資料を記載してあります。

- (1) 別紙請求関連資料によれば、2022年3月末で中野住衣教育委員が辞職し、矢野誠二氏を新たに教育委員として任命する趣旨の議案が上尾市3月議会に提出される予定であり、従前の例から言えば、矢野誠二氏の教育委員への就任が見込まれます。そこで、矢野誠二氏を上尾市教育委員会委員に任命するに至った経緯が判別できる文書・資料等。
- (2) 上記との関連で、矢野誠二氏が、地教行法で謳われる「人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもの」であることが判別できる文書・資料等。
- (3) 矢野誠二氏が教育委員に就任した場合、教育委員の男女比は男性4名・女性1名となります。そうした状況について、請求人は、地教行法に謳われる「委員の年齢、性別、職業等」とりわけ性別に著しい偏りが生じることになると考えます。そこで、矢野誠二氏の上尾市教育委員就任(見込み)にあたり、上尾市または上尾市教育委員会として、地教行法に謳われるとおり、教育委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮したことが判別できる文書・資料等。
- (4) 地教行法第4条に謳われる「委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮する」ことについての上尾市(または上尾市教育委員会)の見解(あるいは法解釈の考え方等)が判別できる文書・資料等。
- (5) 請求人は、教育長および教育委員の選任についての透明性を確保するため、および市民への説明責任を果たすためには、以下に述べる方法、すなわち「教育長および教育委員を公募し、応募者は上尾の教育についての考えを市民に対してつまびらかにする。そのうえで、選考委員会経由で首長(市長)が議会の承認を得て任命する」方式が現状では最善であると考えています。そこで、上尾市または上尾市教育委員会としての「教育長および教育委員の選任について、透明性を確保するためおよび市民への説明責任を果たすための方策」が判別できる文書・資料等(検討中のものでも可)。

開示された文書・資料等については、閲覧のうえ、必要に応じてコピーを取らせていただきます。なお、処分通知手交の日程の連絡の際には、請求人による通し番号(2-1)も明示していただくようお願いします(処分通知手交などの日程調整についてご連絡いただく場合は、下記メールアドレスまでお願いします)。

請求者氏名/連絡先等

[別紙] 請求関連資料

- ① 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）」※下線は請求人によります。

(任命)

第四条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に一を加えた数の二分の一以上の者が同一の政党に所属することとなってはならない。

5 地方公共団体の長は、第二項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第四十七条の五第二項第二号及び第五項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

- ② 「令和4年上尾市議会3月定例会議案第38号」

議案 第38号

教育委員会委員の任命について

上尾市教育委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

令和4年2月18日提出 上尾市長 畠山 稔

記

〇〇〇〇 矢野誠二 〇〇〇〇

- ③ 「令和4年上尾市教育委員会第1回臨時会の結果の概要」（該当部分）

第1回臨時会日程：令和4年2月8日

◎議案第8号 教育委員会委員の辞職の同意について

令和4年1月31日付けで教育委員会委員中野住衣氏よりなされた辞職の申し出について、全員一致にて原案のとおり同意することに決定しました。〔議決第8号〕